16QAM	6400kbit／s
64QAM	9600kbit／s
256QAM	12800kbit／s

注　許容偏差は百万分の100とする。

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合せた接続方式の場合

変調方式	変調信号の送信速度
π／2－BPSK	1200kbit／s
π／4－QPSK	2400kbit／s
8PSK	3600kbit／s
16QAM	4800kbit／s
64QAM	7200kbit／s
256QAM	9600kbit／s

注　許容偏差は百万分の100とする。

別図第一号　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備のフレーム構成

別図第二号　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成

注　1フレームの中で標準スロットと広帯域スロットを組み合わせて使用することができる。

別図第三号　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成

○総務省告示第三百九十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

第一項第七号中「第四十九条の八の二に規定するデジタルコードレス電話」を「第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改める。

○総務省告示第三百九十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

第一項の表中

「九　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第六条第四項第五号に規定するデジタルコードレス電話の無線局（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備	(1)　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二に規定するデジタルコードレス電話の親機（以下「デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあっては、二九ビット (2)　デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあっては、二八ビット

を

「

九　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線設備	(1)　無線設備規則第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあっては、二九ビット (2)　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあっては、二八ビット
九の二　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備	(1)　無線設備規則第四十九条の八の二第一号に規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあっては、一四〇ビット (2)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあっては、三六ビット
九の三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備	(1)　無線設備規則第四十九条の八の二第一号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあっては、二七ビット (2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあっては、三四ビット

」

に改める。